

大和市行政手続条例逐条解説

(平成27年6月改訂版)

第1章 総則（第1条～第3条）

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条及び大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号）第24条第2項の規定に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、本市の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

【趣旨】

本条は、行政手続条例を制定する目的が、「本市の行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益を保護する」ことにあることを明らかにするとともに、本条例が大和市自治基本条例第22条第2項による行政手続に関する一般（通則）条例であることを示すものである。

申請に対する処分及び不利益処分に関する事前の手続、行政指導の手続並びに届出に関する手続については、他の条例に特別の定めがない限り、本条例の規定が適用される。

【解説】

<第1項関係>

「市民」とは、市内に住所を有する者などに限定する趣旨ではなく、本市が行う処分等により、自己の権利利益に影響が及ぶすべての者をいう。

<第2項関係>

申請に対する処分及び不利益処分に関する事前の手続、行政指導の手続並びに届出に関する手続については、他の条例に特別の定めがない限り、この条例の規定が適用される。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関その他法令に基づき処分権限を有する機関（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。）及びこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関をいう。

- (4) 処分 市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (5) 申請 条例等に基づき、市長等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
- イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分
- ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (7) 市の機関 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される本市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立して権限を行使することを認められた職員をいう。
- (8) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (9) 届出 市長等に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

【趣旨】

本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものである。

行政機関によって制定されるところの、行政機関と一般私人の間の権利・義務に関する一般的規律については、法令により定められているが、これらの定めは、いわゆる「法規」といわれている。

本条例は、行政機関と一般私人との間の関係を念頭に置いた諸規律を設けるものであるが、その諸規律がかかる範囲は、処分、行政指導、届出に関する手続としている。ところが、現行法令においては「法令」の意味する範囲が必ずしも一定のものとしては確立していない。このため、本条は、いわゆる「法規」の意味として、行政手続条例で用いる「法令」の意義を明らかにするため、「法令」等の定義を置くこととしたものである。

【解説】

＜第1号関係＞

大和市条例、大和市規則のほか本市の各行政委員会が定める規則（規程を含む。）を指すものである。

＜第2号関係＞

本号では「法令」の意味する範囲を規定するものである。

「法律に基づく命令（告示を含む。）」とは、法律に基づき定められる政令、府省令、国の各行政委員会の規則を指すものである。また、法律の委任に基づく命令が告示形式で定めることがある（法規たる性質を有する告示）が「（告示を含む。）」とは、このことを明らかにしようとするものである。

本条例の「法令」には、第1号で規定する「条例等」が含まれるものである。

＜第3号関係＞

「市長その他の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指すものである。

「その他法令に基づき処分権限を有する機関」とは、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）及び大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の実施機関（本来、議決機関である議会も、この2条例の運用主体の側面においてのみ「市長等」に当たるので注意が必要である。）、建築主事、消防長、道路管理者、公共下水道管理者、市営住宅監理員などを指すものである。なお、法律により権限が付与されている場合は、行政手続法が適用される。

「（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。）」とは、本市の公の施設を管理する指定管理者として、施設の使用の承認にかかる処分行為を行う場合もあるので、指定管理者を含むものである。

「これらの機関から処分権限の委任を受けた機関」とは、大和市福祉事務所長委任規則（昭和34年大和市規則第1号）による福祉事務所長、大和市長の権限に属する事務の一部を大和市農業委員会に委任する規則（昭和59年大和市規則第24号）による農業委員会、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）による教育長などを指すものである。

＜第4号関係＞

法令により認められた優越的な地位に基づいて、人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為一般を指すものである（行政不服審査法第1条、行政事件訴訟法第3条第2項と同じ内容である。）。ただし、当該行為が処分性を有しているかどうかは、その個々の根拠規定の解釈に委ねられることになる。一般私人と同等の立場において行う契約行為などは処分には当たらない。

＜第5号関係＞

「申請」の範囲には、許可、認可、免許以外に、承認、認定、決定、検査、登録等も含まれるが、「自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為」であること、「当該行為に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているもの（当該請求に対して市長等がこれを承諾するか拒否するかを相当期間内に判断、決定し何らかの応答をすべきこととされているもの）」であることが、その条件となる。

＜第6号関係＞

「不利益処分」とは、市長等が特定の者に義務を課し、又はその権利を制限するために、当該者を相手方として行う処分であって、その処分の直接の効果として当該者が義務を負い、又は当該者の権利が制限されることになる処分である。

「名宛人」とは、処分の通知書にあて名として表示されている者のように、処分の相手方として市長等によって名指しされた者を指す。

本来、第6号本文の不利益処分に当たるが、同号ただし書アからエまでに該当し、適用除外となる例は次のとおりである。

アの「事実上の行為」の例としては、立入調査、報告徴収、統計調査、放置自転車の移動措置及び保管期間経過後の処分がある。

イに該当する場合とは、本条例第1章申請に対する処分に該当するものである。

＜第7号関係＞

「これらに置かれる機関」としては、審議会等の合議制機関、特別の機関（調停、審査、諮問又は調査のための機関）が掲げられる。処分が常に行政庁（市長等）として包括的に捉えられるのに対し、行政指導にあつては、多種多様な行政需要への迅速な対応等を図るため事案に応じて弾力的に行われており、本市の執行機関に限らず、その任務又は所掌事務を分担して遂行する範囲において、審議会等の合議制機関、特別の機関であっても当該行為を行うことがあるため、本市の執行機関等と並列的に特に規定するものである。

＜第8号関係＞

「行政指導」は、市の機関がその与えられた任務又は所掌事項として実現すべき行政目的について、当該行政目的を実現するために必要な作為を現に行っていない特定の者に対して当該必要な行為を行うように、又は行って欲しくない行為を現に行っている特定の者に当該行為を行わないように具体的に働きかける行為をいう。

したがって、条例に明文上指導するあるいは勧告する旨の規定を置いてあるものもあるが、そういったものに限らず、市の機関が窓口等において、一定の行政目的のために特定の者に作為又は不

作為を働きかける行為は、すべてここにいう行政指導に当たる。

行政指導は、「任務又は所掌事務の範囲内」で行われるものであり、それを超えて行われた行為は違法な行為となる。

<第9号関係>

「届出」については、第5章（第36条）を参照

○第3号の「市長等」と第7号の「市の機関」との相違について

処分を行う場合の主体を「市長等」、行政指導を行う場合の主体を「市の機関」としている。

本条例において手続的に規制しうる範囲は、本市独自の規定に基づく処分、届出に限定されることから、公権力の行使の主体も、本市の執行機関に自ずと限定される。

それに対し、「市の機関」とは、行政組織法的側面からのアプローチによる定義である。

行政指導は、法令に明確な根拠を持たず行われる行為であり、公権力の行使ではない。また、そうあってはならないものである。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

- (1) 議会の議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (2) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員がする処分及び行政指導
- (3) 学校、保育所、講習所、訓練所又は研修所において、教育、保育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童、幼児若しくは乳児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- (4) 本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）又は本市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (5) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
- (7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導
- (8) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (9) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

【趣旨】

処分及び行政指導の内容、性質等は多種多様であり、本条例第2章から第4章までに定める一般的・共通的な手続の対象とすることが適当でないものもあることから、本条例に定める手続を適用することになじまないと考えられるものを適用除外として限定列挙している。

【解説】

<第1号関係>

立法権の主体である市議会の議決は、議会のもつその特殊性に応じた慎重な手続により判断が行われるものであり、通常の処分についての手続的規律を定めた本条例の適用になじまないものとして適用除外としている。

＜第2号関係＞

「犯則事件」とは、法令違反に関する事柄という意味である。

「徴税吏員」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第3号に定められている。

＜第3号関係＞

学校等において教育を目的として在学者等に対して行われるものであり、通常の行政庁（市長等）と一般市民の関係とは性質を異にする関係下にあるものであることから、当該目的を達成するために行われる処分等については、本条例の適用除外とするものである。

＜第4号関係＞

「本市の職員」とは、大和市の職員であり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かの別を問わない。

「職員に関してされる処分」としては、昇任、配置換え、行政部内の規律を維持するための懲戒処分、休暇の承認などがある。

＜第5号関係＞

資格試験、大和市職員採用試験などが該当する。これらの試験は、試験・検定という場において示された結果のみをもとにして試験委員等が判断するという特殊な性格のものであり、その性質上、審査基準の公表や理由提示になじまないこと、また、試験・検定自体が一種の事前手続であり、独自の手続体系とみることが適当であることから、本条例の適用除外とするものである。

＜第6号関係＞

「相反する利害を有する者」とは、一つの事案に複数の関係者が存在し、それらの間に一方が利益を受ければ、それに対応して他方が不利益を受けるという関係にある場合の当該関係者を指す。

「利害の調整を目的として」とは、利益・不利益についての関係者間に争いがあり、しかも当事者だけではその争いが解決することが困難である状況を前提として、行政庁（市長等）が、第三者的な立場から当該争いに解決点を見出すことを目的とする場合を指す。

「法令の規定に基づいてされる」とは、行政指導についても法令上の根拠を有するものに限定する趣旨である。要綱に基づく行政指導が本号に当たらないことはもとより、要綱に基づく処分に至っては存在してはならないものである。

具体的には、大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成9年大和市条例第9号）に基づく一連の事務は、すべて本号に該当する。

＜第7号関係＞

その場で生じている事態に対応して臨機に適切な措置を執ることが必要なものの中には、その特殊性に応じ、個別法又は条例が職員に当該措置を執る権限を与えているものがある。当該権限に基づき、当該現場において行われる処分については、その場の状況を承知している相手方に対してそ

の場で行われるものであることから、聴聞・弁明手続を執ることは困難であり、また、理由提示を行ういとまがないか、又はその必要性が薄いものである。行政指導についても、現場においてその場の状況に応じて採られる臨機の措置としての特殊性にかんがみ、本条例に定める一般的な手続規定をかけることになじまないものである。

具体的には、火災発生現場において消防吏員が行う避難指示や消火及び人命救助活動に伴う家屋等の破壊行為あるいは協力要請などがこれにあたる。

＜第8号関係＞

行政庁（市長等）がその活動を行うに当たって必要とされる情報を入手することを目的として行う処分及び行政指導全般を対象とするものである。

具体的には、報告徴収、統計調査などがこれにあたる。

＜第9号関係＞

本号については、手続の過程において行われる処分であって、適用対象とすると、かえって円滑な進行を妨げることとなるため、適用除外としている。

第2章 申請に対する処分（第4条～第10条）

（審査基準）

第4条 市長等は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 市長等は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 市長等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

【趣旨】

市長等が許認可等を判断する際の公正の確保、透明性の向上を図ることを目的としているものであり、これによって申請者は、許認可等を受けることができるかどうかの予見可能性を得られることになる。

【解説】

＜第1項関係＞

「審査基準」とは、条例等の定めに従って許認可等をするかどうかの判断に関する基準である。審査基準を定めた場合であっても、社会情勢の変化等に応じてその判断に関する基準の見直しを図

っていく必要がある。

＜第3項関係＞

「公に」しておく具体的な方法としては、各申請窓口において簿冊等を備え付け、また、情報公開コーナーにおいて審査基準を閲覧可能な状態にしておくという意味である。窓口において審査基準の公開を求められた場合には、まず、その場で公開することを原則とし、必要に応じて情報公開コーナーへ誘導する等の方策をとるべきである。

なお、この条例が施行された後に新設された許認可等については、当該許認可等を定める条例等の施行時点（新制定、全部改正、一部改正のいずれかを問わず）と同時に審査基準を公にしておく必要があることに注意を要する。

「行政上特別の支障があるとき」とは、定められた審査基準について、これを公にしておく当該条例の適正な運用に著しい支障をきたすおそれがある、申請者側の不利益を考慮してもなお公益上の観点から公にしておかないほうがよいと判断される場合である。その運用はケースバイケースで市長等が判断することになるが、本条の趣旨は、あくまでも原則公開である。

（標準処理期間）

第5条 市長等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該市長等と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該市長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

【趣旨】

行政運営の適正化の観点から、申請に対する迅速な処理の確保あるいは結果通知の遅延防止を図るため、市長等の行為規範を定めたものである。

【解説】

標準処理期間は、適法な申請を前提として設定するものである。次条の規定により形式上の要件に適合しない申請について相当の期間を定めて補正を求めた場合の当該補正に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

「事務所に到達し」とは、申請書持参の場合は受付窓口、郵送等の場合は文書事務を所管する課（総務部総務課）に物理的に到着した時点を指し、各担当部課において、受付印あるいは收受印等の押印等受領した旨の意思が表示されることを要しない。

なお、本条の規定により定めた標準処理期間を経過した時点で直ちに違法性が生じるというものではないが、経過すること自体が本条の趣旨に反することになるので、設定した期間内での処理が望まれる。なお、この条例施行後の新設の許認可等の標準処理期間の運用についても前条の審査基準と同様である。

(申請に対する審査及び応答)

第6条 市長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

【趣旨】

申請の到達主義を明らかにするとともに、形式的要件を備えた申請については速やかに実体的審査に入ることを義務付け、形式的要件に欠ける申請については補正を求めるなどして、申請手続の第一歩で、いたずらに遅延することがないように（申請者が徒に不安定な立場に置かれることを防止するため）定めたものである。申請書は受け取ったが受理はしていない、との論法は通用しないものである。

【解説】

「申請の形式上の要件」とは、申請が有効に成立するために条例等において必要とされる要件のうち、当該申請書の記載、添付書類等から外形上明確に判断し得るものをいう。

「その他の条例等に定められた申請の形式上の要件」とは、納付すべき手数料が納付されていることなどである。

市長等が「相当の期間」を定めて、補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、申請の不備が補正されない場合には、その申請により求められた許認可等は原則として拒否（審査打ち切り）されることになる。注意すべき点としては、申請却下なのではなく、あくまでも許認可等をしないうちの処分を決定し、通知するということである（市長等の応答義務は、拒否処分をした時点で果たされることになる。）。なお、「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個々のケースによって判断されるべきものである。

なお、申請書に記載された事項のうち、単純な誤字、脱字等については、市長等において職権で補正できる。

(理由の提示)

第7条 市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣旨】

許認可等の判断の際の慎重性、合理性が担保され、市長等の恣意が抑制されるとともに、申請者が事後争訟手続（行政不服審査法に基づく不服申立て、行政事件訴訟法に基づく訴えの提起等）により救済を求める際の便宜を図るため、許認可等の拒否処分をする場合に、原則としてその理由の提示を義務付けるものである。

【解説】

<第1項関係>

「処分の理由を示す」とは、単に根拠条項を示しただけでは足りず、拒否処分の原因となる事実が許認可等の要件又は審査基準（公にしてあることが前提）のどの部分に該当するのがあるいはしないのかを明らかにして行う必要がある。一部拒否する場合あるいは許認可等に条件、期限、負担等の附款を付す場合も、その理由を提示するものとする。

「その他の申請の内容」とは、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）に基づく電子情報処理組織による申請がなされた場合の当該申請等（電子的な手続きによる申請書）の内容を指している。

<第2項関係>

理由を示す書面は、処分の通知書と必ずしも同一の書面でなくともよい。

(情報の提供)

第8条 市長等は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 市長等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

【趣旨】

市長等には、第4条の規定により審査基準又は第5条の規定により標準処理期間を定めて公にしておく努力義務が課せられているが、申請者にとっては自分の申請に対する対応状況等が最も気になる場所である。そこで、市長等は、申請者の求めに応じ、申請の審査の進行状況や処分の時間の見通しを示すこと、市民の便宜を考慮して、申請に必要な情報の提供に努めるべきこととしたものである。

【解説】

<第1項関係>

「審査の進行状況」とは、時間的、物理的意味で、当該申請がどのような処理の段階にあるかの情報である。

「処分の時間の見通し」とは、「標準処理期間よりも、～日程度早くなる見込みです。」といった時間的な観点からの情報であり、申請の適否の判断（許可か不許可か）の見通しは含まれないものである。

(公聴会の開催等)

第9条 市長等は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

【趣旨】

社会経済事情の複雑化、多様化に伴い、申請者以外の利害関係者の事情等を配慮した行政運営が必要になってきている。本条は、申請に対する処分であって、当該許認可等に係る要件においてその利害を考慮すべきこととされている第三者が存在する場合に、市長等が許認可判断をよりの確なものとするため当該第三者の意向について情報収集することが必要と判断するときは、当該第三者からの意見聴取に係る具体的規定がない場合であっても、適宜の方法により意見聴取に努めるべきことを補充的に規定している。

一方で、現実の市長等の許認可判断に際しては、第三者からの意見聴取に努める実益のないケースや、第三者からの意見聴取に努めることが他の公益との均衡上不適切と考えられるケースあるいは行政効率を著しく阻害すると考えられるケースもあることから、意見聴取（公聴会）を開催するかどうかは、個々の申請案件ごとに市長等が適切に判断する必要がある。

(市長等が関与する複数の処分等)

第10条 市長等は、申請の処理をするに当たり、同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 1の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の市長等が関与する場合においては、当該複数の市長等は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

【趣旨】

申請の処理をする上での処分遅延防止及び審査の促進を図ることを目的としている。

【解説】

第1項において、市長等が、関連する申請が審査中であることをもって自らがなすべき判断を合理的な理由なく遅延させてはならないこと、第2項において、1の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の部課(行政委員会等)が関与する場合に、関係部課が必要に応じて、相互に連絡をとり、審査の促進に努めるべきことを規定している。

第3章 不利益処分

第1節 通則(第11条～第13条)

(処分の基準)

第11条 市長等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 市長等は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

【趣旨】

特定の者に義務を課し、権利を制限する不利益処分について、その処分基準を設定、公表することにより、市長等が不利益処分を判断する際の公正の確保、透明性の向上を図るものである。

審査基準の設定及び公表は「原則義務」であるのに対し、処分基準の設定及び公表は「努力義務」である。努力義務にとどめたのは一般に処分に関する市長等の裁量が比較的広く、また、処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するのかといった問題もあり、その性質上、これをあらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難なものもあり、処分基準を公開することにより、脱法行為の誘発につながること等への配慮などの理由に

よる。

なお、処分基準の設定及び公表の方法については、第4条の審査基準と基本的に同じである。処分基準を公にできない場合には、そのできない理由を合理的に説明できるように準備しておく必要がある。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高納付を命じ、又は金銭の給付の決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして市長等が別に定める処分をしようとするとき。

【趣旨】

不利益処分の名宛人に対する防御権の機会の付与を定めた規定である。

市長等が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該不利益処分の内容あるいは性質に応じ、聴聞か弁明の機会の付与のいずれかの手続を執らなければならないことを定めるとともに、一定の場合にはその手続を省略し得ることを規定している。

【解説】

＜第1項関係＞

「意見陳述のための手続」としては、名宛人となるべき者について審理の場を設定した上で口頭による意見陳述・質問等の機会を与え、名宛人となるべき者等と市長等側との間でのやり取りを経て事実判断を行う「聴聞」手続、又は処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会（原則として書面による）を与える「弁明の機会の付与」の手続がある。

聴聞か弁明の機会の付与かの判断基準としては、行政側の一方的な意思表示により、許認可等により形成されていた一定の法律関係を直接に消滅させるなど名宛人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分に当たるかどうかである。当たれば聴聞手続をとることとしている。

「市長等が相当と認めるとき」とは、特に制約があるものではないが、当該事案の事実関係が複雑で、市長等（行政側）とのやりとりの機会を保障して事実評価を行うことが望ましいと判断される場合や、処分の相手方に与える影響が大きくなる特別な事情があり、手厚い手続保障を確保する必要があると判断される場合などが想定される。

＜第2項関係＞

当該処分の行われる個別具体的な状況ないし処分の内容の特殊性により、聴聞・弁明手続をとることを要しないと考えられるものを規定している。

第1号については、速やかな公益確保の必要性和相手方に対する手続的権利保障の要請との比較考量、第2号から第5号までについては、行政効率の確保の要請と相手方に対する手続的権利保障の要請との比較考量の観点から、本条例に定める聴聞・弁明手続をとることが適当でない、あるいはとるまでもないと判断されるものである。

＜第2項第1号関係＞

「緊急の必要」に該当するものとしては、災害や事故その他非常の事態が発生し、又は発生しようとしている場合など、切迫した危険に対処し危害の発生や被害の拡大を防止する必要があるとき、現認した事実に基づいて、その場で行う必要のあるものなどである。ただし、本号は、補充的に運用されるべきである。恣意的な解釈運用は許されるべきではない。

＜第2項第2号関係＞

条例等上、市内に在住していることなどを要件としている場合に、それらの資格がなかったあるいは失われたことが客観的な資料で証明されるときに行う許認可等の取消や業務停止などが本号にあたる。

「客観的な資料」とは、資格の不存在又は喪失の事実を証明する書類その他の物件であって、処分の名宛人となるべき者の意見を聴かなくてもその証明力に十分な信頼のおけるものを指す。

＜第2項第3号関係＞

「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱い」とは、物に関する取扱い全般を指すものである。当該行為の目的となった物についてその外形、構造、位置関係等を検査・測定し、それが現に要件を満たしていないことから義務違反を客観的に認定することが可能であるので、物の取扱いに限定している。

＜第2項第4号関係＞

相手方が納付すべき金額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、あるいは、相手方に対する金銭の支給を制限する不利益処分は、金銭の持つ特殊性にかんがみ、最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、事前に意見を述べる機会を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることが適当であると判断し、聴聞・弁明手続の適用除外とするものである。

使用料、手数料、受益者負担金などは、「一定の額の金銭の納付を命じ」に当たる。協力金は含まれない。刑事罰としての罰金及び科料並びに行政罰としての過料は、本条例の範ちゅう外である。

＜第2項第5号関係＞

「市長等が別に定める処分」とは、大和市行政手続条例施行規則（平成9年大和市規則第35号）に定めている。

- ・ 条例等の規定により市長等が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類を交付する場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- ・ 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

（不利益処分の理由の提示）

第13条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分すべき差し迫った必要がある

場合は、この限りでない。

- 2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣旨】

第7条の趣旨と基本的に同様である。処分の客観性及び判断の公正・公平性、合理性を担保させ、かつ、処分の名宛人に処分の理由を理解してもらうと同時に事後争訟手続上の便宜を図る観点から、理由の提示を義務付けたものである。

【解説】

<第1項関係>

「処分の理由を示す」とは、第7条第1項の解説に準じるものである。

「当該理由を示さないで処分すべき差し迫った必要がある場合」とは、差し迫って処分を行う必要があつて、理由を正確に把握し提示するという作業を行ってはいは対策をとるのが遅れ又は状況を悪化させるなどのため、これを示す時間的余裕がない場合をいう。

<第2項関係>

第1項ただし書により処分に際して理由の提示を行わなかった場合においても、処分後とはいえ理由の提示を義務付けることで、処分の客観性等を担保させ、かつ事後争訟手続上の便宜を図る必要があることから、処分後相当期間内にその理由の提示を義務付けたものである。

第2節 聴聞（第14条～第25条）

（聴聞の通知の方式）

第14条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができるこ

と。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

【趣旨】

不利益処分の名宛人となるべき者が防御の準備期間を確保することができるための手続を定めるとともに、聴聞の通知の方式を規定したものである。

また、名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の取扱いについて規定するものである。

なお、本条例の規定に基づいて行う聴聞は、「大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年大和市規則第9号）」の規定に基づき実施していくものであり、総務部総務課に事前協議をすることが必要となる。

【解説】

<第1項・第2項関係>

「相当な期間」とは、不利益処分の内容、性質に照らして、ケースバイケースで判断せざるを得ないが、不利益処分の名宛人となるべき者が防御の準備ができる程度の期間が確保されることが必要となる。

「予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項」の例としては、「〇〇〇条例第×条に基づく△△許可取消処分」と記載することが考えられる。

<第3項関係>

「不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合」においては、公示送達の方法をとることとした。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第3条

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を市長等に届け出なければならない。

【趣旨】

聴聞に関し当事者の権利利益の保護を十分に保護し、かつ、手続の簡易・迅速化を図る観点から代理人に関する規定を設けるものである。

【解説】

<第1項関係>

「代理人」とは、本人でない者で、当事者本人に代わり、本人の名においてかつ自己の意思決定に基づき聴聞手続に関する行為をする者をいう。代理人がその権限内でした行為は当事者本人がしたのと同様な効果を生じ、その効力は本人に及ぶものである。

<第2項関係>

代理人の権限は、本人が委任した代理権の範囲内に限定されるものであるが、その代理権の制限ゆえに、聴聞手続の進行上障害が生じることも考えられることから、権限の内容を画一的にしている。

具体的には、文書等の閲覧（第17条）、聴聞の審理における意見陳述等（第19条）、陳述書の提出（第20条）等聴聞に関する一切の行為をすることができる。

<第3項関係>

資格証明の書式については特に定めはないが、委任状が一般的と思われる。

<第4項関係>

代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第5条の規定による代理人の資格喪失の届出を行わなければならない。

（参加人）

第16条 第18条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同

条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

【趣旨】

聴聞を実施するに際し、予定される不利益処分に関し適正な行政判断を担保するとともに、不利益処分の根拠条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(関係人)に十分な意見陳述等の機会を与えその者の権利利益の保護を図るため、主宰者は、当該事案に関する関係人に参加することを求め、又は参加することを許可することができることとしている。

【解説】

<第1項・第2項・第3項関係>

「関係人」に当たるかどうかの判断は、解釈権を有する市長等(行政側)が当該条例等の趣旨に基づき行うこととなる。

関係人の求めに基づく参加と、主宰者の職権による参加とを規定しているが、前者について、主宰者の許可を要するものとしているのは、参加が多数あるとそれだけ審理手続きがかかるので、いたずらな参加による審理の遅延の防止を配慮されることが必要となるためである。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第6条及び第7条

(文書等の閲覧)

第17条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、市長等に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、市長等は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 市長等は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

文書等閲覧請求権を付与することにより、当事者及び利害関係者の防御権の内容の充実を図ろうとするものである。

【解説】

<第1項・第2項関係>

文書等閲覧請求権が保障される者は、「当事者」と「自己の利益を害されることとなる参加人」で

ある。「不利益処分がされた場合に利益を受ける関係人」には、参加人であっても本条による文書等閲覧請求権は、保障していないものである。

「第三者の利益を害するおそれがあるとき」とは、個人のプライバシーに関する事項や企業秘密が記載されている文書などが該当する。

「その他正当な理由があるとき」とは、閲覧させることで公益上の支障が生じてしまうとき、審理の争点に関係がないものを求められたときなどが該当する。ただし、「第三者の利益」や「正当な理由」に係るものがある場合であっても、要約したものや当該支障のある部分を隠すなどしたものを閲覧に供すべきであり、これと関係ない部分まで閲覧を拒むことは許されない。

＜関連規定＞

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第8条

＜第3項関係＞

「日時及び場所を指定する」に際して、特段制約はないが、聴聞期日当日に指定するような運用は、本条の趣旨から許されるものではない。

(聴聞の主宰)

第18条 聴聞は、市長等が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

【趣旨】

聴聞の主宰者の選任並びに審理の公正性及び中立性を担保するため、聴聞の主宰者の除斥事由を定めたものである。

【解説】

＜第1項関係＞

「主宰者」は、聴聞の審理において、関係人に参加許可を与え、審理を進行させて必要に応じ当事者等に陳述等を促し質問を発し、また、審理を終結させ、更には審理の記録を作成するといった聴聞の運営について必要な一切を司るものであり、これは、本条例により授権された主宰者の権能

に基づき行われる。具体的には、第16条（参加人）、第19条（聴聞の期日における審理の方式）、第21条（続行期日の指定）、第22条（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）、第23条（聴聞調書及び報告書）に定める権能及び聴聞の審理の場における秩序維持、議事整理権等の聴聞指揮権を行使することになる。

<第2項関係>

主宰者の公正性及び中立性を明確にするため、当事者等、親族関係にある者、法定代理人等、利害関係人等は、主宰者になることができないとしている。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条

（聴聞の期日における審理の方式）

第19条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、市長等の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て市長等の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は市長等の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、市長等が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

【趣旨】

聴聞の期日における審理の方式を定めるものであり、審理の実態を念頭に置き、主宰者、当事者等の権能として予定し確保されるべき手続等として、冒頭手続、当事者等の防御権としての意見陳述及び質問権、主宰者の権能としての求釈明権等聴聞の進行に関する手続等を定める。

【解説】

<第3項関係>

「補佐人」とは、行政不服審査法第25条第2項に規定されている補佐人と同趣旨であり、聴聞の場において、不利益処分の原因となる事実について専門的知識をもって当事者又は参加人を援助

できる第三者をいい、当事者又は参加人の発信機関としての立場から事実上又は法律上の陳述を行う者である。

補佐人と代理人との差は、当事者又は参加人とともに出頭しない限りなにもしえないところにある。補佐人の補足した陳述は、当事者又は参加人の陳述として効力を有する。

<第4項関係>

聴聞手続の趣旨は、不利益処分を受けることが予定される当事者に対する反論防御権を保障しようとするものであり、また本項は、当事者等の主張の内容をより明らかなものとし、もって当事者等の権利利益の保護に資するとの趣旨で規定するものである。

したがって、処分する側である市長等に新たに一般的な調査権限を付与する結果となるような運用が許されるものではない。

<第5項関係>

当事者及び参加人全員が聴聞の期日に出頭しないと審理が行えないというのでは、行政運営上の支障が生じないとも限らず、また、聴聞は当事者等の意見を述べる機会を与えるものであるという趣旨からは当事者等のすべてが必ずしも出頭しないと聴聞の意味をなさないというものでも必ずしもないので、こういった取扱いを明確にするための規定である。

<第6項関係>

「公開することを相当と認めるとき」とは、当事者が公開を求めている場合であって、当事者等に対する手続保障の観点から望ましいと判断される場合あるいは社会的関心が高い、公益性の観点から公開するほうが妥当と判断されるような場合をいう。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第10条、第11条及び第12条

(陳述書等の提出)

第20条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

【趣旨】

聴聞の期日への出頭及びそれに代わる書面の提出の選択は、一般的に当事者又は参加人の意思に委ねるのが適当であり、また、当事者等の権利利益の保護の観点からも、聴聞の期日に出頭できなくても、それに代え陳述書を提出することができる旨配慮することが適当と考えられるので、陳述

書の提出について規定したものである。

【解説】

<第1項関係>

「陳述書」とは、聴聞期日における当事者等の意見陳述に代わるものとして、当事者等が陳述内容を記載した書面のことをいう。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第13条

(続行期日の指定)

第21条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

【趣旨】

当事者等の権利利益を保護し、公正な処分の決定を確保する上で、聴聞の期日における審理は十分に尽くされる必要がある。このため、聴聞の期日における審理を行った場合において、当事者等の意見陳述等が尽くされていないと判断される場合など、主宰者がなお当該聴聞を続行する必要があると認める場合について、主宰者が続行期日を指定し聴聞を続行できるよう措置するものである。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第22条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第20条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、

第20条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

【趣旨】

当事者が聴聞に係る権利手続を放棄したとみなせるような場合などの聴聞の終期を明確にする必要があるため、そのような場合の聴聞の終結について規定するものである。

【解説】

<第1項関係>

「正当な理由」とは、当事者の責に帰すべからざる理由（天災、交通機関の途絶等）又は出頭しないことがやむを得ないと認められる理由（入院をしている場合、海外出張中である場合等）を指す。

参加人については、正当な理由があるか否かにかかわらず、期日に出頭しなかった場合には聴聞が終結されることとしている。

<第2項関係>

「前項に規定する場合のほか」とは、「当事者が正当な理由があつて聴聞の期日に出頭できない場合であっても」ということである。このような場合であっても、当該当事者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めず、かつ、期限を定めての陳述書等の提出もないときは、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができるものとする。

（聴聞調書及び報告書）

第23条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに市長等に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

【趣旨】

聴聞調書及び報告書は、当該処分を決定するに際しての判断の基礎となるものであるから、その作成手続等を明確にしたものである。

【解説】

<第1項・第2項・第3項関係>

「聴聞調書の記載事項」としては、不利益処分の原因となる事実、聴聞の場での質問及びその回答、当事者及び参加人の述べた意見及びやり取りの経過、出席者の氏名、聴聞期日、提出された証拠書類等が挙げられる

「報告書」とは、主宰者が、審理の場でのやり取りや提出され陳述書等を踏まえて、当事者及び当事者と同方向の利害関係を有する参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載するものである。報告書における主宰者の意見の記載方法については、客観的な証拠の有無、当事者等の主張等に関する心証等に基づいて、公正・中立的な立場から、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載することとなる。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第14条

<第4項関係>

聴聞調書及び報告書は、不利益処分の決定に当たって十分に参酌され重要な基礎となるべきものであることから、当事者又は参加人はこれらの閲覧を求めることができるものとしている。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第15条

(聴聞の再開)

第24条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返還して聴聞の再開を命ずることができる。

第21条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

【趣旨】

聴聞終結後に、市長等が新たな証拠書類等を得た場合や既存の証拠書類等に瑕疵があったような場合に、聴聞の終結を取り消して、聴聞手続を再開させる必要が生じることを想定しての規定である。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第25条 市長等は、不利益処分決定をするときは、第23条第1項の調書内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

【趣旨】

聴聞手続を行った意味をなくすことのないよう、調書内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分にくみ取った上で処分決定を行わなければならないとしたものである。

第3節 弁明の機会の付与（第26条～第28条）

(弁明の機会の付与の方式)

第26条 弁明は、市長等が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

【趣旨】

不利益処分の名宛人となるべき者からの弁明内容を明確にすること、簡易迅速の防御手続を確保することから事前手続としての弁明の機会の付与の形式を整備したものである。

【解説】

<第1項・第2項関係>

「弁明」は、原則として書面を提出して行うこととしているが、口頭によるか弁明書によるかは、不利益処分を行おうとする各所管課の判断に委ねるものとする。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第17条及び第19条

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第27条 市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

【趣旨】

第14条（聴聞の通知の方式）の規定を参照。

<関連規定>

大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第18条

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

【趣旨】

聴聞における不利益処分の名宛人になるべき者の所在が判明しない場合の取扱い及び代理人の規定を、弁明の機会の付与について準用する。

第4章 行政指導（第29条～第35条）

(行政指導の一般原則)

第29条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったこと又は第34条第1項の規定による苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、他の条例で定めるところにより、その相手方に意見を述べる等の機会を与えた上で、行政指導の事実その他当該条例で定める事項を公表することを妨げない。

【趣旨】

行政指導のあるべき姿を確認的に規定したものである。

行政指導は処分性を有しない行政の行為形態であり、処分性を有しない以上強制力を伴うものではないものである。ゆえに、条文上「相手方の任意の協力によって実現される」と確認的に規定している行政指導により求められた行為に従うか従わないかは、あくまでも相手方の自由である。

【解説】

<第1項関係>

「当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと」とは、市長等が一定の行政目的を実現するためにその任務又は所掌事務の範囲内において一定の作為又は不作為を求める行為であり、行政指導に携わる者は、当然に市長等の任務又は所掌事務の範囲を超えて行政指導を行

うことはできないものである。

「相手方の任意の協力によって実現されるものであること」とは、行政指導は、市長等が、相手方に一定の作為又は不作為を求める行為であるが、処分のように当該相手方に義務を課したり権利を制限したりするような法律上の拘束力を有する手段によって求める内容を実現するものではなく、あくまでも相手方の任意の協力を前提としているものである。

＜第2項関係＞

「不利益な取扱い」とは、行政指導に携わる者が、行政指導に従わなかった者又は行政指導に関する苦情の申出をした者に対して、行政指導を受ける以前には得られていた利益を損なわし、又はそれまで被っていなかった不利益を与えるようなことを、制裁的な意図をもって行う行為をいう。

行政指導に協力を得るための方策として、行政指導に従ってくれる者に対し、助成を行うなどの奨励制度を設けた場合に、従わなかった者が助成を受けられなかったとしても、ここにいう「不利益な取扱い」には当たらないものである。

＜第2項ただし書関係＞

本市における行政指導の実行性の確保の観点から、「他の条例で定めるところにより、その相手方に意見を述べる等の機会を与えた上で、行政指導の事実その他当該条例で定める事項を公表すること」を規定している条例を根拠に行う行政指導については、当該事項を公表することが「不利益な取扱い」には当たらないものである。

本市の現行条例において、公表する旨の規定を盛り込んであるものは、「大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例（昭和62年大和市条例第29号）第9条」、「大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成9年大和市条例第9号）第13条」及び「大和市みんなの街づくり条例（平成10年大和市条例第7号）第15条」である。

（申請に関連する行政指導）

第30条 申請（第2条第5号の規定にかかわらず、法令に基づき許認可等を求める行為であって、当該行為に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。以下この条において同じ。）の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定は、申請をした者が行政指導に従わないことにより公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

【趣旨】

行政指導によって申請を取下げ又は内容を変更した場合については、行政不服審査法等に基づく行政上の不服申立て、行政事件訴訟法に基づく公告訴訟等によっては救済をうけることができず行政指導に従ったことによる損害等が生じても救済の機会が失われるおそれがある。

行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表面した行政指導については、慎重に行わなければならない、当該行政指導に携わる者に対して、申請者の権利侵害とならないよう留意すべきことを規定したものである。

【解説】

＜第1項関係＞

相手方の意思を制圧するような態様で行われる場合には、事実上の強制力の行使と同視され、もはや行政指導の域を超える行為となり、違法性を帯びる。そういう事態を生じることのないようにとの確認的規定である。

なお、申請書の記載事項の不備、必要な添付資料の不足等の申請の形式上の要件に適合していない申請があった場合に、その補正を求める行為は、「申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導」に当たらない。

「申請（第2条第5号の規定にかかわらず、法令に基づき許認可等を求める行為であって、当該行為に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）」とは、本市の窓口で行われる申請に係る行政指導については、その申請権の根拠が、法律、県条例、市条例を問わず、本条が適用されることになる。

＜第2項関係＞

「公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある」とは、例えば、開発業者と周辺住民との間で実力行使による衝突のおそれがあるような場合を想定しているが、本項の行使は当該事案のケースごとに慎重な判断の基に行う必要がある。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第31条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

【趣旨】

許認可権限を見え隠れさせて、行政指導を行うことは、許認可等をうけて活動している者にとって、その意向に反しにくい面があり、事実上相手方に強制していることと変わりがない。

そのため、許認可権限の行使の対象となる者を相手方とした行政指導に携わる者は、その相手方の判断の任意性を損なわぬよう特に慎重に行うべきことを規定したものである。

(行政指導の方式)

第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

【趣旨】

行政指導を行う場合には、それが口頭によると書面によるとを問わず、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないことを基本原則として定めている。さらに、許認可等に関する権限を行使し得る旨を示して行政指導を行う場合には、当該権限の根拠等を示さなければならないこととした。

また、行政指導を口頭で行った場合においても、相手方から書面の交付を求められたときには、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないこととした。

【解説】

<第1項関係>

「責任者」とは、当該行政指導を行うこと、その実施方法を実質的に判断し決定した者であり、当該行政指導が、担当者の判断によるものであるか、市長等最終的な権限を有する者の意思に基づ

くものであるか等どのレベルの判断によって行われているものであるかを示すものである。各所管課において、行政指導の指針あるいは要領のようなものを設けて、それに従って行政指導を行っている場合の責任者は、当該指針等の決裁権者ということになる。また、個別具体の場面において担当者が判断して行う場合には、当該担当者が責任者として示されることとなる。

＜第2項関係＞

行政指導を行う者（職員等）が、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、手続保障の観点からその根拠を示すべきであり、相手方において行政機関が当該権限を正当に行使し得る旨を認識して、当該行政指導に従うか否かを合理的に判断できるようにすることが、権利利益の保護の観点から望ましい。

そのため、その根拠となる法令の条項等を示さなければならないとするものである。

＜第3項関係＞

行政指導を口頭で示した場合で、相手方から書面の交付を求められたときは、第32条第3項の規定により、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、本項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（複数の者を対象とする行政指導）

第33条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

【趣旨】

行政指導を行うに際しての明確性、公平性の確保である。ある同種の一定の行為を行う者に対しては、相手方を問わず、同種同等の行政指導を行うといったようにある程度画一的な処理を要求される。取扱上差別が生じないように、また、相手方に予測可能性を与えるよう行政指導を行う場合の方針、基準について、当該市の機関において、これを「指針（「行政指導に通してその内容となるべき事項」をいう。）」としてあらかじめ定めるとともに、公表すべきことを規定している。

【解説】

「共通してその内容となるべき事項」とは、「当該行政指導を行う趣旨（目的）」、「その対象となりうる者の範囲又は該当する行為」、「その対象となる者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容」、「当該行政指導を行う場合の責任者に関すること」等である。

「公表の方法」としては、当該指針を要綱として公示する方法、判断基準としての要領等をホームページに掲載する方法、パンフレットを配布する方法等が考えられる。

(苦情の申出)

第34条 行政指導の相手方は、当該行政指導に関し苦情があるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、理由を記載した文書を提出して、苦情の申出をすることができる。

2 前項の市の機関は、同項の苦情の申出を誠実に処理しなければならず、当該苦情の申出に理由があると認めるときは、速やかに行政指導の是正等の適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条による苦情の申出は、行政不服審査法による「不服申立て」とは、異なるものであるが、行政指導の適正な運用及び相手方の権利の保護を図る観点から、このような規定を置くものである。

【解説】

「苦情の申出」は、処分の執行、手続の進行を停止するものではないが、苦情の申出に理由があると認めるときは、市の機関は、速やかに行政指導の是正等の適切な措置を講ずることが必要となってくる。

苦情の申出に対する回答等は、文書によって行うよう努めるものとする。

本条は、第32条第3項の規定の適用を除外するものではないので、当該行政指導について誠実に見直した結果、既に文書によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求める行政指導を再度行うべきであると判断した場合には、改めて文書を交付する必要はなく、口頭によりその旨を示せば足りる。

(この章の解釈)

第35条 この章の規定は、市の機関が公の利益のために必要な行政指導を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、公の利益のために必要となる行政指導について、市の機関が適正な運用のもとで実施することの基本方針を条例の解釈という側面から確認する規定である。ただし、行政指導の域を超えた違法な行政指導をしてもやむを得ない場合があると解釈してはならない。

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

【趣旨】

行政指導は、相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方の権利利益の保護を図る観点から、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした市の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律又は条例の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとするものである。

【解説】

<第1項関係>

行政指導の中止等の求めとは、「法律又は条例に基づく行政指導を受けた者が、行政指導が法令の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出」であり、これが条例上の手続として位置付けられる。

対象者は、市の機関からの「行政指導を受けた相手方」で、対象となる行政指導は、処分等の求めと同様の理由で「根拠となる規定が法律又は条例に置かれているもの」に限定している。

<第2項関係>

申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当

該行政指導を中止するなど必要な措置をとらなければならない義務を負う。しかしながら、そのような義務を履行するためには、申出人から必要な事実が摘示されていなければ、当該市の機関はどのような事実について、どのような調査を行わなければならないかを判断することができない。

そこで、必要事項を記載した申出書を提出して申出を行うことを要件として定めたものである。

＜第3項関係＞

申出を受けた市の機関は「処分等の求め」と同様に「必要な調査」を行う義務を負う。具体的には、当該行政指導を決定した決裁文書やこれに至る経緯を記した文書その他参考となる文書、根拠法令や基準等の解釈を確認するほか、関係職員への聴き取り等を行うことが考えられる。

「当該行政指導の中止その他必要な措置」とは、当該行政指導がその根拠となる法律の規定に違反する場合に、その是正のために必要となる措置である。当該行政指導が継続している場合には、その中止又は変更、行政指導がされたことを公表することにより相手方が社会的信用の低下等の不利益を受けている場合には、併せて当該行政指導が違法であった旨を公表し、相手方の社会的信用を回復すること等、当該行政指導の内容や相手方が受けた不利益の内容等に応じ、適切な措置を講ずる必要がある。

【運用】

調査の結果は、法的義務はないが、原則として申出者に通知することとする。

第4章の2 処分等の求め（第35条の3）

第35条の3 何人も、条例等（行政指導にあつては法令。次項において同じ。）に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その

結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

【趣旨】

一般に、条例等（行政指導にあつては法令。以下、この条の解説において同じ。）に違反する事実がある場合には、市長等は、その権限を適切に行使する責務を負っている。しかし、市長等が市内における条例等に違反する事実を全て把握することは現実には困難であることから、条例等に違反する事実を知るものからの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととするものである。

【解説】

＜第1項関係＞

「処分等の求め」とは、何人も、条例等に違反する事実を発見した場合に、市長等に対し適正な権限行使を促すことができる条例上の手続である。その申出の対象となるのは、本市が条例等違反行為の是正のために行う行政処分及び行政指導である。ただし、行政指導については、根拠が法律又は条例に明記されているものに限る。これは、根拠が法律又は条例に置かれている行政指導については、一般的には行政指導を行うに当たって行政機関がより慎重な判断をしたという重みがあると受け取られ、また、後続する措置と関連づけて規定されることが多いこと等により、相手方に事実上の不利益が生ずるおそれがより大きいことが考えられることから、これらに限定したものである。

「条例等に違反する事実」とは、条例等に規定されている義務又は要件に反する事実をいい、「条例等に違反する事実がある場合」とは、申出の時点において条例等に違反する行為又は状態が反復継続している場合に限らず、申出の時点では条例等に違反する行為又は状態自体は終了している場合も含まれる。

「その是正のためにされるべき処分又は行政指導」とは、条例等に違反する事実自体の解消や適法な状態へ回復する措置その他の法令に違反する事実を改めただすことを内容とする処分又は行政指導をいう。

＜第2項関係＞

申出を受けた市長等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない義務を負う。しかしながら、そのような義務を履行するためには、申出人から必要な事実が摘示されていなければ、市長等はこういった事実について、どのような調査を行わなければならないか当を判断することができない。

そこで、必要事項を記載した申出書を提出して申出を行うことを要件として定めたものである。

＜第3項関係＞

申出を受けた場合、市長等は「必要な調査」を行う義務を負う。「必要な調査」とは、当該処分の根拠法令又は当該行政指導の根拠となる法律又は条例に規定する要件に違反するか否かを確認し、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査である。具体的には、現場や関係文書、帳票等により状況確認し、違反すると指摘された法令及びその是正に関する法令や基準等の解釈を調査し、これらの要件該当性の判断材料を収集することが考えられる。ただし、申出書の記載内容が不明確でありながら申出者への確認が困難な場合や事実関係が明らかで申出によって揺るがない場合は、改めて「必要な調査」を行わない場合もあり得る。

【運用】

調査の結果、処分等を行ったか否か、また、いかなる措置を行ったか否か、については、法的義務はないが、原則として申出者に応答することとする。

第5章 届出（第36条）

（届出）

第36条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

2 市長等は、届出をしようとする者又は届出者の求めに応じ、届出書の記載及び添付書類に関する事項その他の届出に必要な情報の提供に努めなければならない。

【趣旨】

「届出」とは、一定の事柄を市長等に知らせることであって、「申請」のように市長等に何らかの行為を求めるものとは基本的に性格を異にする。その届出に関し、不適切な取扱いを防止し、公正な処理の確保を図ることを規定したものであり、申請と同様に到達主義であることを明らかにし、届出に関する市長等の不適切な取扱いを防止し、その公正・適切な処理の確保を図ることとしたものである。

【解説】

実際の運用については、第6条及び第8条の規定を参照。

第6章 雑則（第37条）

（その他）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

【解説】

本条例の施行の際に必要となる規定として、「行政手続条例施行規則」「大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」などを定めている。